

参考配布

平成 27 年 3 月 5 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5325)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令

標記について、静岡労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、静岡労働局が配布した資料です。



平成27年 3月 5日
職業安定部需給調整事業課
担当 需給調整事業課長 梅津 恵子
主任需給調整指導官 鈴木 忍
電話 054-271-9981

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

静岡労働局（局長：柳瀬 倫明）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

当該派遣元事業主は、適用除外業務である病院及び介護老人保健施設における看護師業務に労働者派遣を行っていた。

記

第1 被処分特定派遣元事業主

名 称	株式会社愛野hope
代表者の職氏名	代表取締役 鈴木 伸和
所 在 地	静岡県袋井市三門町2-3
届出に関する事項	届出受理番号 特22-301754 届出受理年月日 平成23年6月10日

第2 処分内容

(1) 労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
(労働者派遣事業改善命令の内容は第4のとおり)

第3 処分理由

株式会社愛野hopeは、平成25年4月4日から平成26年10月31日までの間に労働者派遣法第4条第1項に違反して、適用除外業務である病院及び介護老人保健施設における看護師業務に少なくとも派遣労働者延べ502人の労働者派遣を行っていたこと。

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

- 1 株式会社愛野hopeは、全ての労働者派遣事業について労働者派遣法及び職業安定法に則して行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。
総点検にあたっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

○労働者派遣法第4条第1項

- 2 上記の「処分理由」に係る労働者派遣法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- 3 労働者派遣法、職業安定法等労働関係法令に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により、法令等労働者派遣制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

【概要】

○派遣先A・・・介護老人保健施設

平成25年4月4日から平成26年10月31日までの間に、通所リハビリ部門での看護師業務に延べ389人の労働者派遣を行っていた。

○派遣先B・・・病院

平成26年4月1日から平成26年10月15日までの間に、病棟での看護師業務に延べ113人の労働者派遣を行っていた。

※延べ人数計502人

参 考

○労働者派遣法(抄)

(業務の範囲)

第4条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

- 三 警備業法(昭和47年法律第117号)第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させることが適当でないとして認められる業務として政令で定める業務

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(抄)

第2条 法第4条第1項第3号の政令で定める業務は、次に掲げる業務(当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務が法第40条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合及び第1号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にあり、又は地域における医療の確保のためには同号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所(へき地にあるものを除く。)である場合を除く。)とする。

- 四 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第2条、第3条、第5条、第6条及び第31条第2項に規定する業務(他の法令の規定により、同条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として行うことができることとされている業務を含み、病院等、助産所、介護老人保健施設又は居宅において行われるもの(介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護及び同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。)に限る。)